

別表六の二（二）の記載の仕方

1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が法第 81 条の 15《連結事業年度における外国税額の控除》又は措置法第 68 条の 91 第 1 項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》若しくは措置法第 68 条の 93 の 3 第 1 項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 当期において法第 81 条の 3 第 1 項《個別益金額又は個別損金額》（法第 64 条の 4 第 1 項から第 3 項まで《公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算》の規定により法第 81 条の 3 第 1 項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）又は措置法第 68 条の 62 の 2 第 1 項及び第 5 項《対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例》の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「連結所得金額又は連結欠損金額 2」は、これらの規定を適用しないで計算した連結所得金額又は連結欠損金額を記載します。
- (3) この明細書には、個別控除対象外国法人税額の計算に関する明細を記載した書類その他規則第 37 条の 6 第 1 項各号《外国税額控除を受けるための書類》で定める書類又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 10 条第 1 項《みなし

外国税額の控除の申告手続》に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付します。

この場合、その添付に当たっては、できるだけ次の法人の区分に応じそれぞれ次によることとしてください。

イ 連結親法人…連結確定申告書に添付する当該連結親法人の個別帰属額に関する書類に添付します。

ロ 連結子法人…当該連結子法人が所在地の税務署長に提出する個別帰属額等の届出書に添付します。

なお、連結確定申告書のこの明細書の下部余白には、これらの書類を個別帰属額等の届出書に添付した旨を記載してください。

2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、連結親法人又は連結子法人が地方法人税法第 12 条第 2 項《外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

- (2) 「課税標準法人税額
(別表一の二「4」) 17」は、「(別表一の二「4」)」の金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

- (3) 「地 方 法 人 税 額
(17) × (4.4%又は10.3%) - (((別表六の二(二
の二)「5の③」) + (別表十七(三の十二) 18 は、令和元
「5」) - (17) と 0 のうち多い金額)
(マイナスの場合は 0) 」

年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度にあつては「4.4%又は」を消し、同日前に開始した課税事業年度にあつては「又は 10.3%」を消します。